

日本平・三保松原県立自然公園

公園計画書

平成 31 年 3 月 29 日

静岡県

目 次

1	基本方針.....	1
2	規制計画.....	3
	(1) 保護規制計画.....	3
	ア 特別地域.....	3
	(ア) 第1種特別地域.....	3
	(イ) 第2種特別地域.....	5
	(ウ) 第3種特別地域.....	7
	イ 普通地域.....	10
	ウ 面積内訳.....	10
3	事業計画.....	11
	(1) 施設計画.....	11
	ア 利用施設計画.....	11
	(ア) 集団施設地区.....	11
	(イ) 単独施設.....	12
	(ウ) 道路.....	14
	a 車道.....	14
	b 自転車道.....	14
	c 歩道.....	14
	(エ) 運輸施設.....	14
4	参考事項.....	17
	(1) 過去の経緯.....	17

1 基本方針

日本平・三保松原^{みほのまつばら}県立自然公園は、有度丘陵一帯に位置する「日本平」地域と、三保半島の先端部及び駿河湾沿岸を含む「三保松原」地域によって構成され、森林や砂浜・松原などの多様な自然と、富士山や駿河湾を望む美しい景観が特徴であるため、これらの保護を図るものとする。

また、本公園の利用については、景観観賞の他、ハイキングやサイクリング、久能山での史蹟探勝、三保海岸での海水浴、網引きなど多岐にわたっている。平成25年に、三保松原が世界文化遺産「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」の構成資産として認定されたことから、文化的景観を求める利用が増加することが予想されるため、自然と文化を感じ、学びの場となることができる利用等を進めていく。

県都静岡市の中に位置し、今後も市街化の影響が懸念されるが、引き続き自然公園の規制を維持することにより、都会の貴重な里山として、自然環境の保全に努めることとする。

(1) 規制計画

ア 保護規制計画

(ア) 第1種特別地域

日本平の名勝地規制の禁止区域及び準禁止区域、久能山の史蹟指定地域及び三保松原の主体部分である特別規制地区については、本公園の特徴である富士山や駿河湾を望む傑出した風景と、松原などの豊かな自然を有しており、自然景観を極力保護することが必要な地域であるため、第1種特別地域として保護する。

(イ) 第2種特別地域

第1種特別地と一体となって風景を形成している地域で、極力自然景観の保護に努めることが必要な地域を第2種特別地域とする。

(ウ) 第3種特別地域

第3種特別地域は、本地域の景観を維持するために必要な地域及び公園利用を図る上で必要な地域のうち、農林漁業との調整を十分配慮することが必要な地域とする。

(エ) 普通地域

日本平地区における特別地域から西北(駿河区側)及び東方(清水区側)へ翼状に伸びた地域のうち、海拔100mの等高線以下の地域と、真崎燈台から西側の海岸部は、特別地域と一体的に風景の保護を図ることが必要な地域であるため、普通地域とする。

(2) 施設計画

ア 施設利用計画

(ア) 集団施設地区

日本平山頂は、本公園の重要な利用拠点であり、休憩所、駐車場等の利用施設が最小限必要とされていることから、集団施設地区を計画し、適切な整備方針を定める。

(イ) 単独施設

利用実態から見て必要である施設又は現存し、公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による自然景観への支障がないことを確認の上で、ふさわしい種別の計画を位置づける。

(ウ) 道路

a 車道

有度山山麓から日本平山頂へ至る車道として現存し、風景美探勝のドライブルートとして利用されている車道を位置づける。

b 自転車道

三保海岸沿いに現存し、名勝三保松原の探勝のための自転車道として利用されている自転車道を位置づける。

c 歩道

日本平地区においては、日本平山頂へのハイキングコース及び久能山東照宮への参道として現存し、利用されている歩道を計画として位置づける。

三保地区においては、三保海岸に位置し三保海岸の探勝及び富士山の展望のための歩道として位置づける。

(エ) 運輸施設

自然探勝や展望利用のため、主に日本平山頂への到達路線及び運送施設を計画に位置づける。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表 1 : 特別地域総括表)

地区又は市町	区 域	面積 (ha)
日本平地区	静岡市駿河区青沢の飛地、安居の飛地及び西平松の飛地の全部並びに駿河区平沢、池田、小鹿、大谷、中平松の飛地、古宿の飛地、古宿、安居、根古屋、清水区草薙、馬走、北矢部、村松、宮加三及び駒越の各一部	658
三保地区	静岡市清水区駒越西一丁目、駒越西二丁目、駒越中一丁目、駒越南町、清水区折戸一丁目、折戸三丁目、折戸五丁目及び三保の各一部	119
合 計		777 (国 96 公 4 私 677)

(7) 第 1 種特別地域

次の区域を第 1 種特別地域とする。

(表 2 : 第 1 種特別地域総括表)

地区又は市町	区 域	面積 (ha)
日本平地区	静岡市駿河区根古屋、清水区草薙、馬走、村松及び駒越の各一部	124
三保地区	静岡市清水区折戸三丁目、折戸五丁目及び三保の各一部	63
合 計		187 (国 86 公 4 私 97)

(表3：第1種特別地域内訳表)

名称	区域	地区の概要	面積 (ha)
日本平地区	静岡市駿河区根古屋、清水区草薙、馬走及び村松の各一部	<p>本区域は日本平頂上部に位置し、富士山、駿河湾、久能海岸、駿河湾、伊豆半島、三保松原、南アルプスが眺望できるパノラマ台となっている。</p> <p>久能山には国重要文化財の久能山東照宮があり歴史的な価値が高い。また、社叢林としてもスダジイ、タブノキが優占する良質な自然林が残存しており、モリアオガエル、キンラン、ムヨウラン等の貴重な動植物もみられる。</p> <p>有度山・久能山直下には”屏風谷”と呼ばれる急峻な山肌が見られ、特殊景観となっている。</p>	124
三保地区	静岡市清水区折戸三丁目、折戸五丁目及び三保の各一部	<p>本区域は三保松原を中心とした海岸区域で、砂浜から老松をとおして仰ぐ富士山は壮大で景観資源としての資質が高い。また、世界文化遺産富士山の構成資産に登録されてからは、三保松原への来訪者も増えており、重要な観光資源となっている。</p> <p>砂浜にはハマヒルガオ、コウボウシバ、ケカモノハシ、ハマゴウ等の砂丘植生がみられ、アカウミガメ、ヒョウタンゴムシ、ハマネナシカズラ等の貴重な動植物の繁殖・生息・生育環境となっている。</p>	63
合 計			187 (国 86 公 4 私 97)

(イ) 第 2 種特別地域

次の地区を第 2 種特別地域とする。

(表 4 : 第 2 種特別地域総括表)

地区又は市町	区 域	面積 (ha)
日本平地区	静岡市駿河区青沢の飛地、安居の飛地及び西平松の飛地の全部並びに平沢、池田、小鹿、大谷、中平松の飛地、古宿の飛地、古宿、安居、根古屋、清水区草薙、馬走、北矢部、村松、宮加三及び駒越の各一部	534
三保地区	静岡市清水区駒越西一丁目、駒越西二丁目、駒越中一丁目、駒越南町、清水区折戸一丁目及び三保の各一部	42
合 計		576 〔 国 4 公 0 私 572 〕

(表 5 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
日本平地区	静岡市駿河区青沢の飛地、安居の飛地及び西平松の飛地の全部並びに平沢、池田、小鹿、大谷、中平松の飛地、古宿の飛地、古宿、安居、根古屋、清水区草薙、馬走、北矢部、村松、宮加三及び駒越の各一部	日本平山麓を中心とした区域で、駿河区側が主として常緑広葉樹林、落葉広葉樹林が広がり、清水区側はみかん畑と茶畑を主体とした農業地域となっている。日本平山頂及び周辺部は、日本平ホテル、ゴルフ場、ロープウェイ等のリゾート施設が設置されており、観光資源となっている。	534
三保地区	静岡市清水区駒越西一丁目、駒越西二丁目、駒越中一丁目、駒越南町、清水区折戸一丁目及び三保の各一部	神の道（御穂神社参道）及び東海大研修施設を含む区域で、クスノキの社叢林、クロマツ林が広がっている。神の道は、三保松原の海岸の松林から続く区域となっており、観光客も多数訪れ、観光資源として高い資質を有している。	42
合 計			576 4 0 572

(ウ) 第3種特別地域

次の地区を第3種特別地域とする。

(表6：第3種特別地域総括表)

地区又は市町	区 域	面積 (ha)
三保地区	静岡市清水区三保の一部	14
合 計		〔 国 14 公 6 私 0 8 〕

(表 7 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)												
三保地区	静岡市清水区三保の一部	御穂神社、三保園ホテル、東海大学科学博物館、真崎海水浴場を中心とした区域で、博物館等の観光施設や、宿泊施設があり、真崎海水浴場の砂浜からは松林・砂浜・海・富士山が一带となって眺望できる景勝地となっている。	14												
		合 計	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">14</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">国</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">6</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">〕</td> <td style="border: none;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">私</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">8</td> </tr> </table>		14	〔	国		6	〕	0		私		8
	14														
〔	国														
	6														
〕	0														
	私														
	8														

イ 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表 8 : 普通地域総括表)

地区又は市町	区 域	面積 (ha)
日本平地区	静岡市駿河区国吉田及び清水区増の飛地の全部並びに駿河区谷田、池田、小鹿、大谷、西平松、中平松、青沢、中平松の飛地、清水区草薙、草薙杉道一丁目、草薙杉道二丁目、馬走、馬走坂の上、北矢部、船越、船越町、今泉、南矢部、村松、宮加三、駒越、蛇塚、増、駒越西二丁目、港南町、迎山町、殿沢一丁目、殿沢二丁目及び駒越北町の各一部	1,117
三保地区	静岡市清水区駒越西一丁目、駒越西二丁目、駒越中一丁目、駒越南町、折戸一丁目、折戸三丁目、折戸五丁目及び三保の各一部	101
合 計		1,218 (国 5) (公 48) (私 1,165)

ウ 面積内訳

(表 9 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位 : 面積 ha、比率 %)

地域区分	特 別 地 域									普通地域			合 計					
	特別保護地区			第 1 種			第 2 種			第 3 種			国	公	私	国	公	私
地種区分	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私						
土地所有別面積	-	-	-	86	4	97	4	0	572	6	0	8	5	48	1,165	101	52	1,842
地種区分別面積 (比率)				187 (9.4)			576 (28.9)			14 (0.7)								
地域区分別面積 (比率)										777 (38.9)								
地域別面積 (比率)										777 (38.9)			1,218 (61.0)			1,995 (100.0)		

(表 10 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : 面積 ha)

地域地区 市区町村名		特別地域					普通地域	合計
		特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計		
静岡市 駿河区	日本平地区	-	124	534	0	658	1,117	1,775
静岡市 清水区	三保地区	-	63	42	14	119	101	220
合 計		-	187	576	14	777	1,218	1,995

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 11：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考
1	日本平山頂	静岡市清水区草薙、村松及び馬走の各一部	<p>当地区は富士山をはじめ、駿河湾や市街地とその周辺の山々、さらに遠くは南アルプス、伊豆半島など、様々な眺望を楽しむことができる。</p> <p>この恵まれた景観を活かし、日本平山頂における快適な風景探勝、休憩、宿泊及びレクリエーション等を進める拠点となるよう施設を計画するものとする。</p>	北部 整備計画区	休養・滞在のための宿舎、休憩所及び公衆便所等を整備する。	23.1	<p>一般計画 昭 51. 12. 28 指定</p> <p>詳細計画 平 16. 4. 2 決定</p>
				南部 整備計画区	山頂の眺望を楽しむための展望施設、駐車場及び休憩所等を整備するとともに利用者の憩いの場やレクリエーションのための園地等を整備する。	13.7	
				道路 (歩道)	山頂及びその周辺散策のための歩道を整備する。	-	
				面積計		36.8	

(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 12：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
【日本平地区】				
1	動物園	静岡市駿河区池田 (池田山)	既設動物園の改良等を主体として整備する。	昭 51. 12. 28 告示
2	博物館	静岡市駿河区根古屋 (久能山)	既設博物館の改良等を主体として整備する。	平 16. 4. 2 告示
3	運動場	静岡市清水区村松 (日本平)	既設運動場の改良等を主体として整備充実させる。	昭 51. 12. 28 告示
【三保地区】				
4	宿舎	静岡市清水区三保 (真崎)	既設宿舎の改良等を主体として整備する。	昭 51. 12. 28 告示
5	駐車場	静岡市清水区三保 (真崎)	既設駐車場の改良等を主体として整備する。	昭 51. 12. 28 告示
6	公衆 便所	静岡市清水区三保 (真崎)	既設公衆便所の改良等を主体として整備する。	昭 51. 12. 28 告示
7	博物展 示施設	静岡市清水区三保 (真崎)	既設博物展示施設の改良等を主体として整備する。	昭 51. 12. 28 告示
8	水泳場	静岡市清水区三保 (真崎)	既存の海水浴場の改良等を主体として整備する。	昭 51. 12. 28 告示
9	水泳場	静岡市清水区三保 (真崎)	既設水泳場の改良等を主体として整備する。	昭 51. 12. 28 告示
10	園地	静岡市清水区三保 (三保灯台)	風景探勝、散策及び休憩のための園地として整備する。	昭 51. 12. 28 告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
11	宿舎	静岡市清水区三保 (三保灯台)	既設宿舎の改良等を主体として整備する。	昭 51. 12. 28 告示
12	公衆 便所	静岡市清水区三保 (羽衣の松)	既設公衆便所の改良等を主体として整備する。	昭 51. 12. 28 告示

(7) 道路

a 車道

車道を次のとおりとする。

(表 13：道路（車道）表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	日本平パークウェイ	起点—静岡市駿河区池田（池田・県立自然公園境界） 終点—静岡市清水区清水馬走（日本平山頂）		有度山北麓から日本平山頂へと至る主要車道として維持する。	昭 51. 12. 28 告示
2	旧清水日本平パークウェイ	起点—静岡市清水区殿沢二丁目（殿沢・県立自然公園境界） 終点—静岡市清水区村松（日本平山頂）		有度山東麓から日本平山頂へ至る主要車道として維持する。	昭 51. 12. 28 告示
3	日本平線	起点—静岡市清水区村松（村松・県立自然公園境界） 終点—静岡市清水区馬走（日本平山頂）		有度山東麓から日本平山頂へ至る到達道路として維持する。	平 16. 4. 2 告示

b 自転車道

自転車道を次のとおりとする。

(表 14：道路（自転車道）表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	静岡清水自転車道線	起点—静岡市清水区駒越西二丁目（駒越西・県立自然公園境界） 終点—静岡市清水区三保（真崎）	羽衣	三保海岸及び名勝三保松原の探勝のための自転車道として維持する。	平 16. 4. 2 告示

c 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 15：道路（歩道）表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	美術館コース	起点—静岡市駿河区谷田（谷田・県立自然公園境界） 終点—静岡市清水区草薙（日本平山頂）	平沢寺	県立美術館裏手から日本平山頂へのハイキングコースとして維持する。	平 16. 4. 2 告示の変更 （路線の一部変更） （平沢観音コース）
2	草薙コース	起点—静岡市清水区草薙（草薙・県立自然公園境界） 終点—静岡市清水区草薙（日本平山頂）		草薙神社裏手から日本平山頂へのハイキングコースとして維持する。	平 16. 4. 2 告示の変更 （路線の一部変更）
3	馬走コース	起点—静岡市清水区馬走（馬走・県立自然公園境界） 終点—静岡市清水区草薙（日本平山頂）		馬走から日本平山頂へのハイキングコースとして維持する。	平 16. 4. 2 告示の変更 （路線の一部変更）
4	船越コース	起点—静岡市清水区村松 終点—静岡市清水区草薙（日本平山頂）		船越から日本平山頂へのハイキングコースとして維持する。	平 16. 4. 2 告示の変更 （路線の一部変更）
5	村松コース	起点—静岡市清水区村松 終点—静岡市清水区草薙（日本平山頂）		鉄舟寺裏手から日本平山頂へのハイキングコースとして維持する。	平 16. 4. 2 告示の変更 （路線の一部変更）
6	宮加三コース	起点—静岡市清水区宮加三（池田・県立自然公園境界） 終点—静岡市清水区草薙（日本平山頂）	日本平運動公園	市道 1456 線を経由しての日本平山頂に至るハイキングコースとして維持する。	平 16. 4. 2 告示
7	久能山コース	起点—静岡市駿河区根古屋（根古屋・県立自然公園境界） 終点—静岡市駿河区根古屋（久能山東照宮）		久能山口から東照宮への参道として維持する。	平 16. 4. 2 告示

8	三保松原コース	起点—静岡市清水区三保（御穂神社・県立自然公園境界） 終点—静岡市清水区三保（真崎・県立自然公園境界）	三保灯台	三保海岸の探勝及び富士山の展望のため歩道として維持する。	平 16. 4. 2 告示の変更 （路線の一部変更）
---	---------	--	------	------------------------------	-------------------------------

(エ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 16：運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	日本平ロープウェイ	索道運送施設	起点—静岡市清水区草薙（日本平山頂） 終点—静岡市駿河区根古屋（久能山）		日本平山頂と久能山東照宮を連絡する索道（ロープウェイ）として維持する。	平 16. 4. 2 告示

4 参考事項

(1) 過去の経緯

昭和 26 年 3 月 6 日	静岡県告示第 127 号	日本平県立公園に指定 (3,560ha)
昭和 36 年 11 月 1 日		静岡県立自然公園条例施行・日本平県立自然公園に切り替え
〃	静岡県告示 698 号	区域内に制限解除地区を指定 (1,000ha)
昭和 38 年 10 月 1 日	静岡県告示第 518 号の 2	公園計画告示 (ア) 特別地域の指定 (1,290ha) (イ) 利用計画の決定
昭和 51 年 12 月 28 日	静岡県告示第 8919 号	公園区域、保護計画及び利用計画の再検討実施 (ア) 公園面積 (2,001ha) (イ) 特別地域 (795ha) (ウ) 利用計画の修正
平成 16 年 4 月 2 日	静岡県告示第 1560 号	公園区域、保護計画及び利用計画の一部変更 (ア) 公園面積 (1,991ha) (イ) 特別地域 (779ha) (ウ) 施設計画の変更
平成 19 年 3 月 27 日	静岡県告示第 313 号	日本平・三保の松原県立自然公園に名称変更